



金 沢 市 公 報

第 2 7 9 2 号 の 3

平成26年(2014年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1
平成22年告示第39号(自転車等駐車場の指定管理者の指定について)の変更について (")	2
平成22年告示第214号(金沢市営十間町自転車駐車場の指定管理者の指定について)の変更について (")	2
平成23年告示第238号(金沢市営西金沢駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について)の変更について (")	3
平成24年告示第243号(自転車等駐車場の指定管理者の指定について)の変更について (")	3
平成25年告示第254号(金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場の指定管理者の指定について)の変更について (")	3
平成26年告示第7号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	3
平成26年告示第31号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	3
平成26年告示第57号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	4
平成11年告示第244号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (文化政策課)	4
包括外部監査契約の締結について(行政経営課)	5
平成26年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて(資産税課)	5

金沢市地方競馬実施条例施行規則第81条の2の規定による払戻金に係る率について (農業振興課)	5
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	6
計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課)	6
住民票の職権消除について(市民課)	6
平成9年告示第52号(福祉健康センターの所管区域を定めたことについて)の一部改正について (健康総務課)	6
平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	6
市道の路線の認定について(道路管理課)	7
市道の路線の廃止について(")	8
市道の路線の変更について(")	8
市道の区域の決定について(")	8
市道の区域の変更について(")	9
道路の供用の開始について(")	9
公 告	
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	10
金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例の規定による災害に強い都市整備の推進に関する協定の締結について (市街地再生課)	10
教育委員会告示	
平成25年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について (教育総務課)	12
公営企業公告	
平成26年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課)	14

告 示

●金沢市告示第110号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場と

して指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
金沢市営鳴和自転車駐車場	金沢市大樋町47番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成26年9月30日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
金沢市営豎町自転車駐車場	金沢市豎町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車椅子をいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第111号

平成22年告示第39号（自転車等駐車場の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	財団法人金沢まちづくり財団	公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第112号

平成22年告示第214号（金沢市営十間町自転車駐車場の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	財団法人金沢まちづくり財団	公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第113号

平成23年告示第238号（金沢市営西金沢駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	財団法人金沢まちづくり財団	公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第114号

平成24年告示第243号（自転車等駐車場の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	財団法人金沢まちづくり財団	公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第115号

平成25年告示第254号（金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
指定管理者の名称	財団法人金沢まちづくり財団	公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第116号

平成26年告示第7号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市此花町3番2号 財団法人金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第117号

平成26年告示第31号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市此花町3番2号 財団法人金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第118号

平成26年告示第57号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市此花町3番2号 財団法人金沢まちづくり財団	金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団	平成26年4月1日

●金沢市告示第119号

平成11年告示第244号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表を次のように改める。

公営施設の設備の程度等	演説会場の名称	金沢歌劇座 ホール及び第2楽屋	金沢歌劇座 大集会室	金沢市文化ホール ホール及び第3楽屋	金沢市文化ホール 大集会室	
	演説会場の面積	1,403平方メートル	363.5平方メートル	1,112平方メートル	440平方メートル	
	照明の種類程度	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯	常設電灯による点灯	
	演壇	1個	1個	1個	1個	
	机	20脚	20脚	8脚	20脚	
	椅子	90脚	500脚	13脚	400脚	
	下足棚、便所、雨具掛	平常のまま開放する	平常のまま開放する	平常のまま開放する	平常のまま開放する	
	その他	湯びん1個、湯呑1個、たばこ盆1式、湯茶器1式、拡声装置1式、マイクロホン2本、スタンド2台	湯びん1個、湯呑1個、たばこ盆1式、湯茶器1式、拡声装置1式、マイクロホン2本、スタンド2台	湯びん1個、湯呑1個、たばこ盆1式、湯茶器1式、拡声装置1式、マイクロホン2本、スタンド2台	湯びん1個、湯呑1個、たばこ盆1式、湯茶器1式、拡声装置1式、マイクロホン2本、スタンド2台	
納付すべき費用	平日	昼間（午前9時から午後5時までをいう。）	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 64,260円	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 21,160円	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 44,060円	午前（午前9時から正午までをいう。以下同じ。） 43,200円
		午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 87,580円	午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 33,040円	午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 60,690円	午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 54,000円
	夜間（午後6時から午後10時までをいう。以下同じ。）	102,810円	36,280円	65,340円	54,000円	

用 の 額	日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律 第178号）第3条に 規定する休日	午前 72,900円 午後 101,620円 夜間 117,930円	午前 21,160円 午後 33,040円 夜間 36,280円	午前 48,270円 午後 68,900円 夜間 74,520円	午前 43,200円 午後 54,000円 夜間 54,000円
	燃料費加算額（6月 から9月まで及び12 月から翌年の3月ま で）	ホール 1時間につ き 7,020円 楽屋 基本料の2.5 割（候補者負担）	基本料の2.5割（候 補者負担）	ホール 1時間につ き 7,020円 楽屋 基本料の2.5 割（候補者負担）	基本料の2.5割（候 補者負担）

●金沢市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 契約の期間の始期
平成26年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所
坂下 清司
金沢市高島1丁目49番地2
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第121号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成26年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第122号

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）第81条の2の規定による払戻金に係る率を次のとおり定めます。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

勝馬投票法の種類	払戻金に係る率
1 単勝式勝馬投票法	100分の80
2 複勝式勝馬投票法	100分の80
3 枠番号2連勝単式勝馬投票法	100分の75
4 馬番号2連勝単式勝馬投票法	100分の75
5 馬番号3連勝単式勝馬投票法	100分の72.5
6 枠番号2連勝複式勝馬投票法	100分の75
7 普通馬番号2連勝複式勝馬投票法	100分の75
8 拡大馬番号2連勝複式勝馬投票法	100分の75
9 馬番号3連勝複式勝馬投票法	100分の72.5

●金沢市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
森戸第二町 会	代表者の氏 名及び住所	北間 照雄 金沢市森戸1丁目221番地2	茶野木 敬治 金沢市森戸1丁目203番地1	平成26年4月1日

●金沢市告示第124号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

平成26年5月1日から同年12月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第125号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年3月26日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市小立野2丁目11番22号	横 山 武 弘	男	昭和43年5月5日
金沢市森山2丁目5番12号	通 善 保	男	昭和39年11月9日

●金沢市告示第126号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

表泉野福祉健康センターの項中「野町小学校 弥生小学校」を「泉小学校」に改め、同表元町福祉健康センターの項中「俵小学校」を削る。

●金沢市告示第127号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

第1項の表中

444	示野公園	金沢市戸板第二土地区画整理事業地内 102街区1番地先	平成25年 12月2日			を に
444	示野公園	金沢市戸板第二土地区画整理事業地内 102街区1番地先	平成25年 12月2日			
445	米泉町2丁目ふれあい公園	金沢市米泉町2丁目72番	平成26年 4月1日			

改める。

●金沢市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1003	浅野本町2丁目線 22号	浅野本町2丁目 323番 1先から 浅野本町2丁目 323番 8先まで	
1158	駅西本町6丁目線 12号	駅西本町6丁目 717番 10先から 駅西本町6丁目 717番 2先まで	
1210	天神町1丁目線 19号	天神町1丁目 412番 3先から 天神町1丁目 412番 1先まで	
3512	弓取 12号 割出町線 42号	割出町 54番 5先から 割出町 38番 3先まで	
3515	弓取 15号 諸江町中丁線 37号	諸江町中丁 469番 3先から 諸江町中丁 469番 5先まで	
3617	戸板 17号 若宮町線 44号	若宮町 40番 1先から 若宮町 80番 3先まで	
3717	鞍月 17号 近岡町線 52号	近岡町 108番 7先から 近岡町 104番 1先まで	
3717	鞍月 17号 近岡町線 53号	近岡町 140番 1先から 近岡町 60番 先まで	
3717	鞍月 17号 近岡町線 54号	近岡町 63番 1先から 近岡町 63番 1先まで	
3719	鞍月 19号 大友町線 54号	大友土地区画整理事業地内 20街区 1-3番 先から 大友土地区画整理事業地内 29街区 1番 先まで	
3719	鞍月 19号 大友町線 55号	大友土地区画整理事業地内 23街区 1-3番 先から 大友土地区画整理事業地内 23街区 7-4番 先まで	
3719	鞍月 19号 大友町線 56号	大友土地区画整理事業地内 23街区 1-1番 先から 大友土地区画整理事業地内 23街区 7-5番 先まで	
3732	鞍月 32号 西都2丁目線 16号	西都2丁目 4番 1先から 西都2丁目 4番 14先まで	
4425	小坂 25号 千田町線 10号	千田町 10番 1先から 千田町 19番 1先まで	

4428	小坂 28号 千木町線 38号	千木町 口 千木町 イ	91番 1先から 84番 1先まで	
4446	小坂 46号 高柳町線 32号	高柳町 二字 高柳町 二字	49番 1先から 53番 1先まで	
4960	浅川 60号 小豆沢・平等本町線	小豆沢 八 平等本町 ヘ	39番 2先から 10番 先まで	
4961	浅川 61号 若松・田島町線	若松 町 乙 田島 町 八	6番 2先から 3番 2先まで	
5125	森本 125号 梨木・鳴瀬元町線	梨木 町 口 鳴瀬元 町 二	39番 2先から 206番 1先まで	

●金沢市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1009	大樋町線枝1号	大樋町 80番 先から 大樋町 80番 先まで	

●金沢市告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
4955	旧	浅川 55号	若松 町 マ 70番 先から 若松 町 乙 3番 2先まで	
	新	若松町線	若松 町 マ 70番 先から 清水 町 口 12番 2先まで	

●金沢市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	浅野本町2丁目線22号	6.0	54
一般市道	駅西本町6丁目線12号	6.0	36
一般市道	天神町1丁目線19号	6.0	48
一般市道	弓取12号割出町線42号	6.0	94

一般市道	弓取15号諸江町中丁線37号	6.0	33
一般市道	戸板17号若宮町線44号	25.0	202
一般市道	鞍月17号近岡町線52号	6.5	84
一般市道	鞍月17号近岡町線53号	7.0	187
一般市道	鞍月17号近岡町線54号	6.0	43
一般市道	鞍月19号大友町線54号	6.0	247
一般市道	鞍月19号大友町線55号	6.0	83
一般市道	鞍月19号大友町線56号	6.0	77
一般市道	鞍月32号西都2丁目線16号	6.0	146
一般市道	小坂25号千田町線10号	6.0	730
一般市道	小坂28号千木町線38号	6.0	620
一般市道	小坂46号高柳町線32号	8.0	110
一般市道	浅川55号若松町線	4.0 ~ 12.8	1,019
一般市道	浅川60号小豆沢・平等本町線	6.0	840
一般市道	浅川61号若松・田島町線	9.3 ~ 73.4	1,471
一般市道	森本125号梨木・鳴瀬元町線	7.5 ~ 14.3	375

●金沢市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	小坂58号夕日寺町線1号	夕日寺町ホ31番5先から	旧	4.4~6.2	50
		夕日寺町ホ29番6先まで	新	5.0~14.6	50
一般市道	森本85号鳴瀬元町線3号	鳴瀬元町ニ41番2先から	旧	5.1~17.0	61
		宮野町ノ3番1先まで	新	5.1~17.0	56
一般市道	森本85号鳴瀬元町線4号	鳴瀬元町ニ207番1先から	旧	4.9~16.9	58
		鳴瀬元町ニ208番1先まで	新	6.5~18.5	45

●金沢市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
浅野本町2丁目線 22号	浅野本町2丁目 323番1先から	平成26年4月1日
	浅野本町2丁目 323番8先まで	
駅西本町6丁目線 12号	駅西本町6丁目 717番10先から	平成26年4月1日
	駅西本町6丁目 717番2先まで	
天神町1丁目線 19号	天神町1丁目 412番3先から	平成26年4月1日
	天神町1丁目 412番1先まで	

弓 取 12号 割 出 町 線 42号	割 出 町 割 出 町	54番 5 先から 38番 3 先まで	平成26年4月1日
弓 取 15号 諸 江 町 中 丁 線 37号	諸 江 町 中 丁 諸 江 町 中 丁	469番 3 先から 469番 5 先まで	平成26年4月1日
鞍 月 19号 大 友 町 線 54号	大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	20街区 1-3番 先から 29街区 1 番 先まで	平成26年4月1日
鞍 月 19号 大 友 町 線 55号	大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	23街区 1-3番 先から 23街区 7-4番 先まで	平成26年4月1日
鞍 月 19号 大 友 町 線 56号	大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 大 友 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	23街区 1-1番 先から 23街区 7-5番 先まで	平成26年4月1日
鞍 月 32号 西 都 2 丁 目 線 16号	西 都 2 丁 目 西 都 2 丁 目	4 番 1 先から 4 番 14先まで	平成26年4月1日
小 坂 46号 高 柳 町 線 32号	高 柳 町 二 字 高 柳 町 二 字	49番 1 先から 53番 1 先まで	平成26年4月1日
小 坂 58号 夕 日 寺 町 線 1号	夕 日 寺 町 水 夕 日 寺 町 水	31番 5 先から 29番 6 先まで	平成26年4月1日
浅 川 55号 若 松 町 線	若 松 町 マ 清 水 町 口	70番 先から 12番 2 先まで	平成26年4月1日
森 本 85号 鳴 瀬 元 町 線 3号	鳴 瀬 元 町 二 宮 野 町 ノ	41番 2 先から 3 番 1 先まで	平成26年4月1日
森 本 85号 鳴 瀬 元 町 線 4号	鳴 瀬 元 町 二 鳴 瀬 元 町 二	207番 1 先から 208番 1 先まで	平成26年4月1日
森 本 125号 梨 木 ・ 鳴 瀬 元 町 線	梨 木 町 口 鳴 瀬 元 町 二	39番 2 先から 206番 1 先まで	平成26年4月1日

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成26年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）第20条第1項の規定による災害に強い都市整備の推進に関する協定（以下「防災まちづくり協定」という。）を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

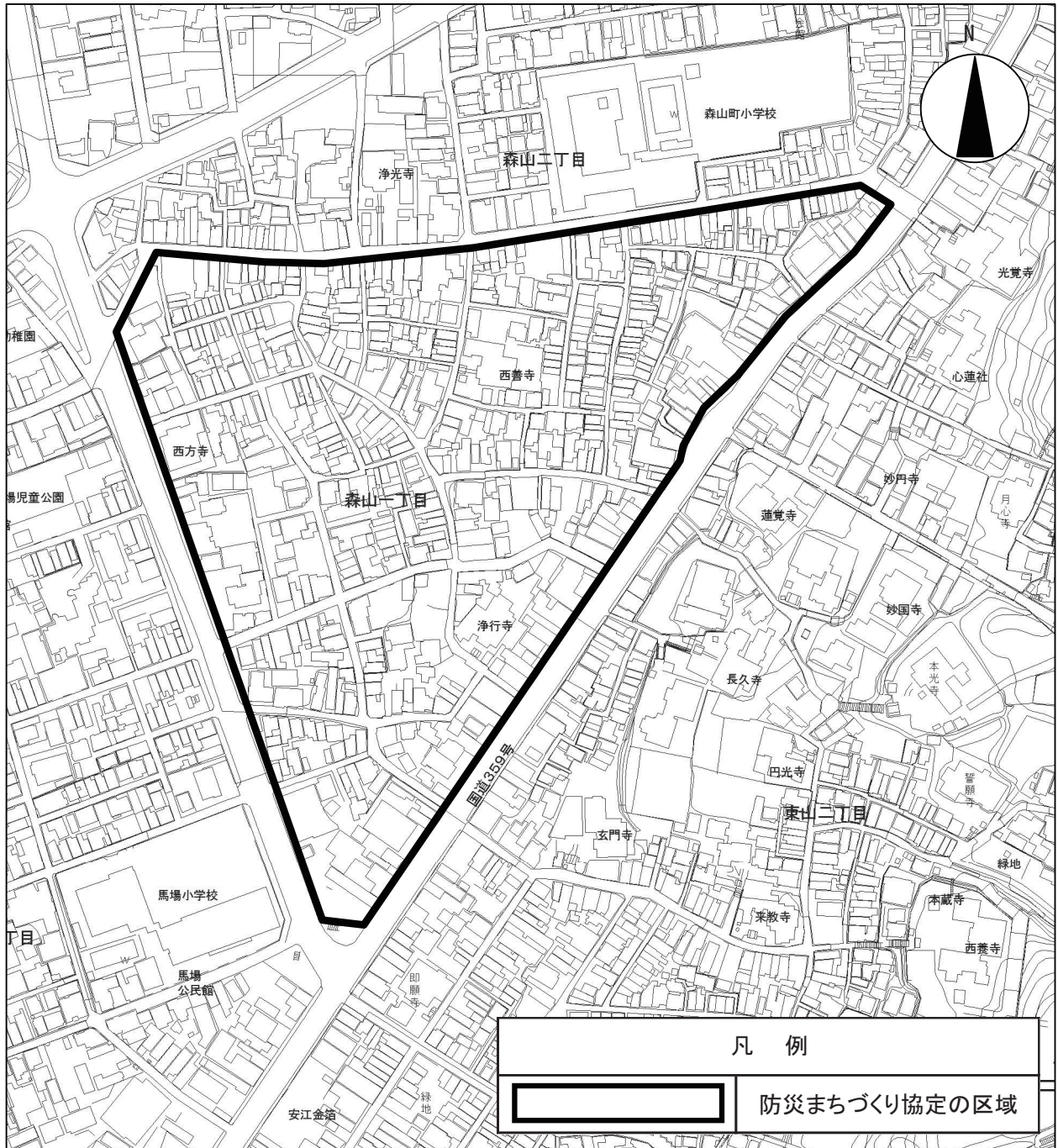
- 1 防災まちづくり協定を締結した相手方
森山地区住民等
- 2 防災まちづくり協定を締結した年月日
平成26年3月26日
- 3 防災まちづくり協定番号
3
- 4 防災まちづくり協定の名称
森山地区防災まちづくり協定
- 5 防災まちづくり協定の区域

別図(森山地区防災まちづくり協定区域図)のとおり

6 森山地区防災まちづくり計画の内容

地区施設整備計画の名称	森山地区防災まちづくり計画	
地区施設整備計画の対象となる区域	森山1丁目、東山3丁目の各一部	
地区施設整備計画の対象となる面積	約8.0ha	
地区施設整備計画の目標年次	平成45年(2033年)	
災害に強い都市整備の目標	<p>本地区は、浅野川の北東約500m、市民に親しまれる卯辰山の裾野に位置し、藩政時代の街路構造が残され、19町会から成る地域コミュニティが連続と受け継がれている。地区内には、狭あいな道路が多く、また、老朽化が激しい木造住宅が密集しているほか、空き家や空き地も増加しつつあり、地震をはじめとする災害に強いまちづくり、安心・安全を確保することが急務となっている。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
災害に強い都市整備の方針	<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能の確保を図る。</p> <p>(2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。</p> <p>の2つを基本方針とする活力あるまちづくりを目指す。</p>	
その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	<p>「主要な道路」では道路の幅員4mを確保するため、「安全の確保に努める道路」では安全空間4mを確保するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要な道路」の幅員4mは、道路中心線から2mを基準とする。 ・「安全の確保に努める道路」の安全空間4mは、道路中心線から2mを基準とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、原則として生け垣とする。
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には工作物を設置しない。
	その他	<p>本地区の住民は、</p> <p>(1) 防災活動への協力</p> <p>(2) 自主防災活動の実施</p> <p>に、努める。</p>
	地区施設の整備	<p>(1) 防災道路の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路(幅員4m以上)の道路整備 ・主要な道路(幅員4m)の道路改良 ・防災道路相互の交差点(隅切)の改良 <p>(2) 一時避難場所の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所の整備 ・耐震型防火水槽(40t級)の設置 <p>(3) 狭あい道路拡幅整備モデル事業による整備</p>

森山地区防災まちづくり協定区域図



教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

平成25年教育委員会告示第8号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

第1項の表中

金沢市立野町小学校屋内運動場	金沢市立弥生小学校屋内運動場
591平方メートル	617平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
1脚	1脚
3脚	3脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
7,921円	7,921円
25,023円	25,023円
26,384円	26,384円
374円	374円

を

金沢市立泉小学校屋内運動場
591平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
7,921円
25,023円
26,384円
374円

に、

金沢市立田上小学校屋内運動場	金沢市立俵小学校屋内運動場
667平方メートル	355平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
1脚	1脚
3脚	3脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
7,921円	7,921円
25,023円	25,023円
26,384円	26,384円
374円	374円

を

金沢市立田上小学校屋内運動場
667平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
7,921円
25,023円
26,384円
374円

に改める。

第4項第1号の表中

納付すべき費用 の額	午前（午前9時から正午 までをいう。）	1,995円	9,550円
	午後（午後1時から午後 5時までをいう。）	2,940円	12,910円
	夜間（午後6時から午後 9時までをいう。）	3,780円	9,550円

を

納付すべき費用 の額	午前（午前9時から正午 までをいう。）	2,050円	9,830円
	午後（午後1時から午後 5時までをいう。）	3,020円	13,280円
	夜間（午後6時から午後 9時までをいう。）	3,880円	9,830円

に改める。

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成26年4月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

第3負担区

法島町の一部

第4負担区

窪3丁目、長田本町及び東長江町の各一部

第6負担区

大河端町、北間町、御供田町、須崎町、専光寺町、近岡町、東蚊爪町、副都心北部直江土地区画整理事業地、湊4丁目、南新保町及び諸江町の各一部

第7負担区

浅川町、大場町、上中町、岸川町、北森本町、末町、専光寺町、田上本町、忠縄町、館町、銚子町、土清水町、利屋町、錦町、副都心北部大河端土地区画整理事業地、副都心北部直江土地区画整理事業地、袋板屋町、牧町及び南森本町の各一部

平成26年(2014年)4月1日 印刷
平成26年(2014年)4月1日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄